

岡崎市高齢者見守り支援事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、民間事業者が業務活動を通じて高齢者の見守り等を実施することで、孤立死や虐待を防止すると共に地域包括ケアを推進し、高齢者が安心して暮らし続けることができる地域づくりを進める事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は、岡崎市とする。

2 市長は、事業の実施について、高齢者が日常生活で利用する民間事業所等と協定を締結することとする。協定締結した店舗等は「岡崎市高齢者見守り支援事業所」（以下「支援事業所」という。）と称する。

（事業所の種別）

第3条 協定を締結できる事業所種別は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気・水道・ガス提供所
- (2) 新聞配達所
- (3) 郵便事業者
- (4) 牛乳等飲み物又は配食サービス事業所
- (5) 開業医・開業歯科医・薬局
- (6) 金融機関
- (7) 食糧品店・日用雑貨店・コンビニエンスストア
- (8) その他市長が特に必要と認めた事業所

（支援事業所の見守り等支援活動内容）

第4条 協定締結した支援事業所が実施する高齢者見守り等支援活動の内容は、前条第1号の支援事業所においては、検針業務で屋内で倒れている可能性のある異常な高数値又は生活感がない低数値を発見した場合、前条第2号から第4号の支援事業所においては、受け取り残し等の異常を発見した場合、前条第5号の支援事業所は虐待の懸念を感じた場合に岡崎市役所長寿課又は地域における高齢者の相談窓口である各地域包括支援センターに連絡する。

2 前条第5号の薬局、前条第6号及び第7号の支援事業所においては、常なる声掛けを意識し必要に応じて高齢者の福祉施策の案内又は相談窓口の紹介を行う。

（支援事業所の登録）

第5条 事業所は、以下の手順にて登録の決定を受けるものとする。

- (1) 支援事業所の登録を受けようとする事業所は、申請書を岡崎市に提出す

る。なお、市内に同系列事業所が複数存在する場合は、代表者申請でも可とする。

- (2) 申請書を提出した者は、岡崎市が実施する高齢者福祉施策、介護保険制度、認知症及び見守りキーホルダーに関する説明又は研修を受講しなければならない。ただし、既にこの説明又は研修を受講した者は、この限りでない。
- (3) 岡崎市は、説明会又は研修会終了後に再度の登録意思確認を行い、協定を締結する。ただし、市内に事業所が複数存在する場合は、代表事業所で協定を締結するものとする。
- (4) 岡崎市は、支援事業所として登録した証として協定を締結した事業所及び当該事業所の支店又は営業所等に登録証を交付する。

(個人情報保護)

第6条 支援事業所は、事業の実施にあたり、収集した個人情報を岡崎市及び地域包括支援センター以外の第三者に必要な範囲で提供しようとするときは、当該個人情報に係る本人及び関係者の同意を得るものとする。

(岡崎市の責務)

第7条 岡崎市は、登録した支援事業所名を岡崎市ホームページ等で紹介し、事業所の社会貢献活動を公表することとする。

2 岡崎市は、第4条で連絡を受けた事案に関して関係部署と連携し、調査・対応を行った結果を当該事業所に報告するものとする。

(事業所の権利)

第8条 支援事業所は、各事業所が独自に発行するチラシ等に「岡崎市高齢者見守り支援事業所」である旨を明記できることとする。

(支援事業所の登録内容変更)

第9条 支援事業所は、次の号に掲げる事項に変更があったときは、速やかに変更届を岡崎市に提出する。なお、市内に同系列事業所が複数存在する場合は、代表者申請でも可とする。

- (1) 商号又は名称、事業所名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先

(支援事業所の辞退)

第10条 支援事業所の登録を辞退する場合は、辞退届を岡崎市に提出する。なお、市内に同系列事業所が複数存在する場合は、代表者申請でも可とする。ただし、当該届提出前に事業所が閉業された場合は、この限りでない。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。前条までに定めるもののほか、必要な事項及び届出等の様式は、長寿課長が定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。